

三
二
一
氏原著
祐
安
譯

基督教下財貨



緒言



特50
基督信徒は全能の靈なる天父を信するものあり然れども若
き財貨に關て正當の見解を持むるとなくんば恐らくは神
より財を貴重するに至らん

ヨハネ・エーラー氏著信仰の生涯中家宰スタワードシップと題する一篇の
基督信徒は只家宰即ち神の番頭執事支配人としてのみ其
の財貨を取扱ふべきものあるとを説得て餘あり今これを譯
す基督信徒と財貨と題し未だ原書に接せられざる兄弟姉

妹の前に出すとせり

譯者識す

基督信徒と財貨

シヨージ・ミューラー氏原著

石田祐安譯

地の財貨と天の財貨—神の國を求むると—天父との交親—基督信徒たる商人—例証—誤譯

予は今神の語に示されたる二三の眞理を諸君に述べんとす是一には世上多くの基督信徒中此眞理に注意する者至て少きと一には予は幾分か此等の眞理の貴重なることを實驗したるにより凡て予と共に神の聖徒たる諸君に其恵を分たんとの微意に外ならざるなり」
第一馬太傳六章十九節より廿一節に「蓋くひ銹くさり盗うがちて窃む所の地も財を蓄ふるを蓄ふるを蓄くひ銹くさり盗穿ちて窃ざる所の天に財を蓄ふべし蓋なんぢらの財の在

ところにも亦ある可はれは也」と記されたり我か愛する讀者よ願くは此聖語につきて數点に注意せよ

一、此く語り玉ふは我等の立法者なる主イエスキリストなり彼は無限の智慧と測るべか

らざる愛とを有し玉へは我等の眞の安寧と幸福とを知り玉ふる彼は我等の爲めに生命を棄つるに至りし愛と而立せざるが如き要求を我等になし玉ふとなし

二、基督が其弟子たる我等に對する其勸告其親切なる願望。其命令は「地に財を蓄ふること勿れ」と云ふとなり其意義まことに明白にして主イエスの弟子たる者は此地上に於る旅行者にして地に屬するものにもあらず又永く此地上に留まらんことを希望するものにもあざれば彼等の地に屬する財産を増殖せんと思ふべからずといふにありこれ貧乏の信者にも富める信者にも共に適用せらるべき語にして貯蓄銀行に數錢の金を貯ふるとにも數千万の大金を預くるとにも或は一の家屋又の一の田地を購求して其所有に加へんとするにも關するなり讀者或は云はん凡て知慧あり遠慮ある者は其子孫に相應の良遺産を與へんため或は老後の準備のため或は疾病などに備へんが爲め各其所得を増さんことを求むるもあらずやと予はこれに答へて然りこれ世の常習たるとは固よりなり然れども世に於ては此くの如く而して世に屬するものの中には永遠に此とぞる必要もあるならん故に彼等が地上に其財産を有すへき理由存するなり然れども主イエスの弟子たる我等は更生

したる者、神の子供、管に名のみならずして眞實に神の子供となりたる者、神の性質を受けたる者、父と子との交親に在る者、腐朽す汚れず衰へざる嗣業を心に期して待つものなれば凡ての事に於て世の人々に異ならざるへからず而して特に此事につきてしかあるべき筈なりといはんのみ若し我等主イエスの弟子たる者が世の人々の如く我等の所有を増殖せんこと勉めなば我等が我等は天の嗣業を受くべきと、天の召を蒙りしと、神の子供たると等につきて世人に語らんに誰か我等がいふ所を自ら信して語るや否やを疑はざらんや此事につきて未信者に等しき行を爲すキリスト信者あるが爲め屢次未信者のつまづきとなるとあるは亦已むを得ざる次第あり愛する兄弟等よ希くは此事を考へて反省する所あれ

三、我等の主は地につきて「盡くひ鏽くさり盗うがちて窃む所」といひ玉へり凡て此地上のもの及び何如なる方法に由て此地上に出来るものも凡て腐爛變化廢滅の下にあるものなり天に屬する事物の外何ものにも實在又は實跡あるにあらず粒々辛苦に由て積集したる地の所有物が火災盜難により商況の變動によつて又は其他の損失に由て一瞬の間に

失はると決して其例に乏しからず然れどもたゞにこゝのみならず早晚汝の靈魂は取られ主イエスは再來し玉はん親愛なる讀者よ諸君が此世の所有を増殖せんとて酷苦したる利益は果して何ものなりや

四、然れども我等の主は徒に地の上に財寶を蓄ふる勿れと命じ玉ふにあらす何となれば此のみならばイエスの此命令は濫用せらるゝやも知るへからず而して世人はこれが爲めに其放逸奢肆の習風、散財の習慣を奨励さるに至るならん即ち彼等自身の上に積むに至るべしされば普通に人の云ふ如く「取つた才遣ふ」どの意にはあらず何となればイエスは是に加へて「天に財を蓄ふ可し」と云ふ玉へばなり地に財を蓄ふるが如く天に財を蓄ふるを得るとあらず若しさるとなくんば我等の主は此くは云はれざりしならん恰も人が漸次に銀行に預け此を貸金となし置く者が其後何時にても其金を使用し得へきが如く主の爲め又のイエスの愛に勵まされて貧者に與へたるもの或い何事によらず凡て神の業の爲に消費せられたる一厘一錢一圓百圓一萬圓の金は凡て之を記憶の帳簿に記入し天に蓄へたるものと思ふべし其金は損失したるにあらず天の銀行に蓄へられたるなり加之地上の銀行は破産するとあり此世の事情は我等の地に属する所有を失はしむる憂ありと雖も此の如くして天に保全せられたる金錢は失はると能はざる也嘗に此相違あるのみならず地に蓄へられたる財は多くの心配を招くなれども天に於て蓄へられたる財は決して心配を與へず地上に蓄へられたる財は決して心靈上の喜を附與すると能はざれども天に蓄へられたる財は聖靈あたる平和と喜樂とを來らすなり又地上に蓄へられたる財は臨終の時に及で平和と慰安とを附與すると能はず而して生命既に終るに至て財寶は我等より取去らるゝなり然れども天に蓄へられたる財はつきての主が我等を家宰として財産を托し玉へると且我等を聖業の爲めに用ひ玉ひしことを感謝せしむるに至らしめ而して此世の生命の終る時に我等が蓄へたるものより奪去らるゝに非ず却て我等の天に往くは我等の財の在る所に往くものにて我等は彼處に其財を見出すへし人の死するや世人屢次彼は何万圓の財産を有したり何万圓を蓄へたりと云ふ然れども世上普通に何如に云ふとも人は捨萬圓の身代を以て死するも其人實は一千圓をも有するを得ざるは間違なきとなるべし何とあれば彼は神に就て富ます天に財を蓄へざりしが故なり而して一方に於てイエスに在

るものなりや

て永眠したる神の人おして僅少の遺産をも有せず彼にのこされたる彼の寡婦が幸ふして葬式の費用を辨せま如き赤貧者も神の目に於ては拾万圓を有するやも知るへからず彼は天に於て其れ丈の財を蓄へたるやも知るへからず親愛なる讀者よ諸君の靈は神に就て富まんを願ふや將た天に財を蓄へんと欲するや此世は常なし其上にある情慾も亦然り暫時にして時は去らん我等の家宰たる職は我等より取去らるん今我等は已の時と已の技倆と己の體力と天賦の才能とを以て主に事ふるの便宜を有す然れども遠からずして此便宜は停まんア、其停まん何如に速かなるべき此文の誰にも一讀せられざる中に予は早既に永き眠に入らんも知るへからず又諸君が此を一讀きたる翌日諸君或は永眠せん故に我等は此便宜を有する間に我等をして主に事へしめよ

五、主は終りに「汝等の財の在る所に心もあるへければなり」との言を附加へ玉へり主イエスの弟子たるもの心は天の外何處にあるべきものならんや我等の召されたるは天の召なり我等の嗣業は天の嗣業なり而して我等の爲めに天よ貯蓄さをたるあり我等は天に於ける公民なりされど若し主イエスの信者たる我等にして其財を地に蓄ふるならば其必然の結果として我等の心は地上に止まらん否此くの如くする其事實こそ我等の心が地上に在ることを証するものと謂ふべきあり又地上に財を貯ふることを停むるまでは然あらざるを得ざるなり勿論地に財を蓄ふる信者と雖も當初は顯然罪中に生活するとはいひ難き或事物につき多少主に榮を來らするとなきにあらず然れども此有害なる習慣の傾向は日に月に其真相を現出すべし此く同じく天に財を蓄ふるの習慣の其心を次第々々に天に向けて引上ぐべく不斷其新たなる天につける品性を強め其靈力を盛ならしむべし何となれば此習風は其心靈的能力を使用して此を強からしむればなり而して彼は肉體に於るも尙ます其心を天に置き天の事に止むるに至るべし斯くの如く天に財を蓄ふるとは此世に於てすら我等の神の命令に従ふ褒賞として至貴至重なる心靈的の恵を此と共に持來らすべし第二 予が次お少しく講說せんと欲するの馬太傳六章卅三なる「汝等まつ神の國と其義を求めよさらば凡て此等の物は汝等に加へらるべし」との一節なり前數節に於て我等の主は其弟子等に向て「蒼空の鳥」「野の百合」などを指示して生活の必要物につき過慮するなからんとを教へ給へる後「然は何を食ひ何を飲み何と衣んと思わつらふ勿れ此みな異

邦人の求むる者なり汝等の天の父は凡て此等のものゝ必需なることを知たまへり」と詔へ
 り特に此處に注意せよ我等神の子たるものは地の國民即ち天に一の父なくしてこれが爲
 めに何を食ひ何を飲み何處に住まんといふことを以て其大なる務となし第一に心を勞す
 る事柄なりとする人々とは異なるべきものたることに注意すべし神の子等たる我等は他の
 萬事に於けるが如く此事おつきても亦特に世より異なり且我等は凡て此等の必需物を知
 玉ふ天に在す父を信ずることを證據立てざるべからず我等の大能の父即ち其子供たる我等
 に對して限りなき愛に充ち玉ふ神即ち其獨生子を我等に賜ふとに於て又彼を死より復活
 せしめ玉へるに由て其愛を我等お証し玉へる神が此等のものゝ我等に必要なことを知
 り玉ふ事實其ものは我等の心の中より凡ての心配を除去るに足るへし然れども茲に我等
 の此世の必要物に關して我等の注意を要する否是非とも注意せざる可からざる一事あり
 これ即ち此一節に示されたる「汝等先づ神の國と其義とを求めよ」とあるもの即ち是あり
 主イエスの弟子たるものゝ心掛くべきとは神の國を求むると即ち予の見る所にてはキリ
 ストの王國の外部及内部の繁榮を希圖するに在り若し我等の才幹に従ひ主が我等お與へ

給ふ好機會に應じて主イエスの爲めに人靈を救濟せんと欲せば是れ即ち神の國の外部の
 興隆を求むるなり若し又我等キリストの國體の會員として其國體に於る會員同士の利益を
 計り恩恵と眞理の中に彼等を振起獎勵し彼等の建徳に留意するが如きとあらば是れ取も
 直さず神の國の内部の繁榮を求むるものと謂ふべし然れども此と共に我等は其義を求め
 ざるへからず其意いよく益々神の如くならんとを求め神の形に同化せんことを求むるに
 あり若し此等二つの事にして怠らず實行せらるゝならば我等は茲に至りて「凡て此等の
 ものは(食物衣服其他凡て此世の生活に必要なもの)汝等に加へらる可し」との貴き約
 束の下お來れるなり我等の恩恵を得るは此二事をなさんが爲めに。ならずして此に心を用
 ふるとに由てなり

我が親愛なる讀者よ予は今愛を以て二三の事を諸君に問はん是れ予は諸君の幸福を求め
 且此等の問を先づ予の心に問はすして只諸君に問ふことを欲せされはなむ諸君は神の國と
 其義を求むることを以て最も重要な務となし第一の大事となし給ふか神の事、聖名の崇め
 らるゝと、其教會の幸福、罪人の悔悛及び諸君の靈魂の利益を以て諸君の重なる目的とな

し給ふや或は諸君の職業諸君の家族諸君自身の事が第一に諸君の念頭に充ち居るや諸君にして若し後者にありとせば假使諸君が凡て生活に必要なものを所持するとも恰も此等を所有せざりしが如く周章狼狽するとあらん諸君宜しく記憶せよ此世は過行くものなれども神の事は永遠に續くものなることを

予は未だ會て上に示されたる聖句よ從つて歩みし神の子等にして「凡て此等のものは皆汝等に加へらるへし」との神の約束の語の成就せられざりしとの實驗あるものを知らざる也

第三 次に予が述べんとする神の約束の約翰第壹書二章二節の「我等は父及び其子イエスキリストと同心たり」とあるものは是あり願くは左の數点に注意せよ

一、交友、交通、伴侶、同心等の語は凡て同一の意義を有す

二、主イエスに在る信者は其名を信するにより其流し玉へる血によりて罪の赦を得るのみならず主イエスの義によりて神の前に義しき人となるのみならず又神によりて新生し神性を受けるが故に神の子神の繼嗣たるのみならず尙又神と交友即ち伴侶たるなり神を敬し主イエスに在て立たん限り我等は此恩恵を有すこれを増え或は減することを許さざる也恰も神の子等たる我等信者に對する神の愛が何如なる有様に由て發表せらるるにもせよ同一にして不易なるが如く又何如程我等の平和が擾乱せらるるも神と我等との平和は同一なるが如く我等が神と同心即ち伴侶たることに關しても亦神を尊敬せん限り常に同一なるものなり

三、茲に父と子と我等との間に實驗的同心即ち伴侶なるものなり即ち神の同心者又は伴侶たる我等が神に在て有つ所の凡てが我等日常の生活に適用せらるる時に享得實驗使用せらるること此中お存す此實驗的同心即ち仲間たることは信仰の働く度に應じ我等が主イエスに於て受得たる所のものに進入る所の度に從て増減するものなり我等が父と實驗的同心即ち伴侶たることを受得するの度は界限あるとなし何となれば我等は父と子と我等との同心たることを限なく用ゆることを得而して神に於ける量るへからざる充足れるものの中より祈禱と信仰に由て引出すことを得べければ也

父と子と此實驗的同心或は仲間たることは實際何如なる効用あるかを見んために我等を

して二三の例を掲げしめよ今茲に二人の信者なる父母ありて主が數人の子女を彼等に與へ給ひし數年の後まで未だ眞理を知るに至らざるものありと想像せよ彼等の子女は父母が主を知らざりし間に罪惡非道に養育せられぬ而して今此父母は其播きまが如く刈取れり何となれば彼等は横行且至て不行狀なるものとなりたれば也此の如き場合は如何よすへきか斯かる父母は絶望すへきものあるか否決して然るへからず彼等の第一よなすへきとは彼等が罪お在て生活せし間に彼等の子女の教養を怠りしとにつき神に向て其罪を悔改むるにあり然る後彼等は神の伴侶たるを思ひ出し是お由て假令彼等は其子女の管督に堪へざると尙明なるも勉勵みて之を爲さんとするに在り彼等は元より智慧も忍耐も柔和も溫良も愛も果斷も堅立も其他凡て其子女を正當に取扱はん爲めに必要なるものを其身に俱有せずされども彼等の天の父は凡て此等を有し給ふ主イエスも亦凡て此を有し玉ふ彼等は天父と伴侶にして子イエスと同心たり故に彼等は祈禱と信仰とに由て神の充満の中より其要むる凡てのものを享受するを得る也予は祈禱と信仰とに由てといふ何となれば祈禱に於て我等の要するものを神に知らしめて其扶助を乞ひ然る後に彼は我等

の要する所のものを與へ玉はんを信すへきものなればなり單に祈禱のみにては十分ならず若し神は我等の要するものを與へ玉はんを信するとなくは我等は決して斯くまでに祈るに及ばず我等の願へるものを受くべしと望む理由もなき次第なり斯くて此等の父母は必要なる智識忍耐柔和溫良愛果斷及堅志其他凡て彼等が必要なりと思惟するものを與へらざんことを神に乞求むる必要なるべし彼等は謙遜なる大胆に於て神の語は彼等が神と伴侶たるを保証し玉ふ彼等の天父を思出すへく而して彼等が此事に於て缺乏しつゝある故に其必要に應せんと欲する様彼に願ふべし斯くして後神はこれを爲し玉ふへく彼等は彼等の必要に應じて受くへし

又一例を示さんに余今我事業に從事するにあたり種々の困難は日を追ふて起り來り只ますます困難の爲めに損害不利の進路を取ると覺ゆる有様にありと想像せよ是を改良して一層善良ならしめんには何如なる變革を加ふべきか予は自ら此困難を治するの途を知らず予自らに就て考ふるときは尙此誤りを重ね行くの外には何を望むへからず故に我前には困苦患難あるが如く思はるなり然れども予は決して絶望するを要せず活ける神は

我伴侶なり我は此等の困難に應ずるに何如ある針路を取るべきかを知り得る程適當なる
 智惠才略を有せずされども神は我を指導し玉ふなりされば我か爲すべき所のものはこれ
 なり即ち我が情態を天父と主イエスの前に有の儘に打明くるにあるのみ父と子とは我
 が伴侶なり神は我伴侶にして我は我事を爲さんどきに起り來る多くの困難に應すべき智
 惠を有せざる者なれば我は我心を神に語げて我を導き我を指示し必要なる智惠を以て我
 に付與し玉ふんとを願ひ求むべし斯くて我は神が斯く爲し玉ふとを信じ鋭氣を鼓して我
 職務に精勵し我前に追來らんとする次の困難に於て神よりの助けを待望むべし我は宜し
 く神の指導を看守すべし。又神よりの示教を待望へし。而して我が此く爲す如く必ず我は此
 を得べし我の只名義のみならず實に父と子と伴侶たるを見出すべし。

尙他の一例を擧ぐ茲に七人の幼兒と有する父母あり兩親共に信者なり此父は製造所に働
 くものなれども一週僅に壹圓より多くは得ると能はず母は一錢の賃錢をも得るの途なし
 然るに此壹圓の金にては日に成長し往く七人の子女と其父母とを養ひ適當なる食物を供
 給し且生活に必要な他の入用を充たすには甚だ少なし斯の如き場合に於て何如にすべ
 きものなるかさればとて是より多くの賃銀を與ふると能はざる製造人を非難すべきにあ
 らず況んや神に向て不平を鳴らすべけんや只此兩親は有のまゝに神に向て一週一圓の給
 金は九人の糊口をなすに十分ならざるを語り彼等の健康の害せられぬように祈るべき
 のと彼等は其心に神は殘忍なる主人にあらず不親切なる者にあらず其獨生子を與へ玉ひ
 してによりて其心の愛を優に証明したまへる最も愛に富みたまふ父なると思ふべし而
 して彼等は孩兒の如き單純なる心を以て製造者が多くの給金を支給し得るに至らん爲め
 これを整理し給ひんと或は此父か多くの賃金を得んために他の場所を見出し得るよう又
 は何なりとも神が善と見たまふ所に從て他の多くの方法を以て彼等を支へ玉ふんとを神
 に願求むべし彼等は孩兒の如き單純なる心をもて神が一時に彼等の願に答へ玉はずんば
 再三再四これを主に願ふべし而して彼等は其父其伴侶なる神の彼等の心の懇求する所の
 ものを彼等に與へ玉ふことを するを要す彼等は其所に對して答あることを期し日にこれを
 看守し而して神が之を與へ玉ふまで彼等の請願を繰返すべし神が彼等の要求を許容し玉
 ふことを信する通りに必らず與へらるゝに相違なかるべし。

此の如く予は我に附纏へる罪を制服せんが爲めに一層力を與へられんことを願へりと想像せよ或誘惑に抗抵すべき力を願へりとせよ又聖徒の中に我が職務を盡さんが爲め一層の智慧と恵み又は凡て必要なものを願求め又は未だ悔改せざるものに向て我務をなさんが爲めに此等のものを求めたりとせよ我は我が父と子と伴侶たることを持出すの外何をか爲すべきか例せば年老たる忠信なる書記が巨万の富を有する商社の社員となり居るにあり其商社が三日の中に巨額の支拂をなさざる可からざる場合に際し彼は全く資産なきものなりとも少しも落胆するには及ばざるへし彼自身は一錢の金をも有せざるにせよ社員として彼を取りたる者が有する巨万の富を以て自ら慰むべきなり神の子等にしてイエスキリストの僕たる我等は仮令我等に附まとへる罪を制服するの自力なく我等の前にある所の誘惑に反抗すべき自力なく又聖徒と未信者とに對する我等の働につき十分の恵と智慧とを有せずと雖も我等は父及其子イエスキリストの同侶同心たるによりて自らを安慰する也我等の爲すべき務めは只何事も我伴侶たる活ける神を招致するに在るのみ我等は祈禱と信仰に由て凡て必要な物質的及び精神的の扶助と恩恵とを享受すべし只單

純素直に神の前に我等の心を打あけて語り而して神は我等の需用に應じて我等に與へ玉ふことを信すべきなり

然れども若し我等が神の我等を助け玉ふことを信せずは我等何如で平安なることを得んや社員として商社に入れられたる書記は其商社が必らず巨額の支拂を三日の中になさざるへからざる時に必らず之を支拂ひ得ることを信するが故彼は自らは貧なるにも關せず其心は靜平なり我等須らく限なき富と有する我等の仲間たる活ける神は我等の必要に従て我等を助け玉ふことを信すべし然らば當に我等が平安にあるのみならず我等の要する助けは確ふ我等に與へらるゝに至るべし愛する讀者よ請ふ諸君が已れば全く價直なきものと思ふ智慧をして神が諸君に關して云ひ玉へる所のものを信することを阻ましむる勿れ諸君にして實に主イエスに在る信者たれば諸君も亦此く稱へらるゝ價なきものなれども父と子と同侶たる特權は實に諸君の有たるなり若し我等が價値なきと思ふ感覺の爲めに我等の救の爲めに主イエスに依頼し主イエスを信する我等に關して神のいひ玉へることを信することを思止まらしめ我等には一の恵みもなきものなることを思はざる可からず此價値なしと

思ふところを我等が主イエスに在て恵まれたる所以にして我等の安慰と平和とは此に由て来りしものなるを知らざるか

第四 本題に關する神の語と合せて尙少しく信者たる讀者に示さんと欲する一條あり即ち信者が實務商業職業或は其他何なりとも地上の職業を營ひて當り同業者の数の過多なるより起る所の營業の競争商業の停滯及これに起る事情より起る所の困難に打勝つべき聖書的方法に關する也地に於ける旅行者即ち寄寓者たる神の子等は此世に於て常に困難を有す何となれば彼等は本國に在るにあらずして本國より來て寓する者みれば也主イエスの歸り來り玉ふまては彼等に取て他によき途を得るとは望むべきにあらざる也然れども此事の眞なると同時に主は彼等の困難に打勝たしめん爲めに其語を以て我等に預備せしめ玉ふとも亦眞なり凡ての困難は神の語に従て行ふとにより打勝たるものなり予は此に次て凡ての地の職業を營む神の子等が同業者の過多なるが爲めに起る所の營業の競争商業の停滯又は此種の事より起り來る困難に打勝つとを得べき方法につき今少く述べんと欲す

一、此の如き困難の場合に際して信者の第一に自ら問ふべき事は「我は神と共に居るとを得る所の職業を營むものなるや」と云ふとなり若し我等の職業にして神の祝福をこれに對して厭ふと能はざるものなるか或は主イエスの顯れ玉ふ時耻べきとの其中にあるものなるか或は其職業は我等の心靈的進歩を阻遏すると必然なりとせんか此場合に於ては我等は斷然其職業を廢して其他の職業に轉せざるへからず然れども此轉業の必要なる場合は實際甚だ稀なるもの也信者の營み居る職業は大抵彼等の道念を保護するが爲め又は神と共に歩むべきために廢業せねばならぬ如き性質のものにあらず只彼等の商業職務或は職業を行ふ仕方多少の變改を要するとは之のあるべし而して此改更を要する點につきては我等もし實に之を願望し其教示を待ち心に期して望むならば必ず神の教示に與かるを得べし

二、且つ想へ茲に其職業に於て神と共に住むとを得る信者ありとせよ彼の問ふべき次の點は「我は何故に此職に従事するか又何故に此商業或は職業を營むや」と云ふに在り予が十五年半の間聖徒の中に働ける經驗によりて云へは多くの實例は左の如く答ふるなり

「我は我及び我家族の爲めに生活に必要な収入を得ん爲めに我が此世の職業を營む」
 とこれ實に大なる誤謬の存する所にして神の子等の陷る其他の凡ての誤謬はこれより起
 るなり。單に自己及び家族の生活に必要なものを得んが爲めとのみ収入を得るとを目的
 として商業或は職業を營まんとするは決して正しく且聖書的の動機にはあらず只我等は
 これ我等に關する主の聖旨なるが故に働くべきのみ帖撒羅尼加前書四章十一二節同後書
 三章十より十二以弗所書四章廿八等を讀まば此事明なるべし。總じて主が我等日常の職業
 より得る所の収入に生活の必要を供給し玉ふとはこれ全く間違なきとなり然れども我等
 は此理由に由て働くにあらざるとも亦少しく考ふれば明なるべし。蓋し我等の生活の必要
 物を有するは我等の勞働力の何如に關するものみれば我等は決して心配を免るゝ能はず
 何となれば我等は當り自ら我もし年老て働くに能はざるに至らば我等何如に爲すべきか
 或は疾病のために我食物を得る能はざるに至らば如何と心配に堪へざるべし。然れども若
 し是に反して我等の働くとは我等に關する神の聖旨なるが故に職業を營むなり而して此
 の勞働に由て我等の家族を養ひ弱きもの疾める者年老たる者貧しき者を扶助するなりと

思はゞ我等は始めて「我を病躰に置き玉ふは神の意なるべし或は衰弱により或は老年お
 より或は職業欠乏の理由よりして我手の働き我職業或は家業の所得に由て我パンを得る
 とみからしめ玉ふは神の聖旨なる可ければ神は尙我を養ひ玉ふへしと云ふの善にして且
 聖書的の理由あるを見るべし。夫れ信者たる我等は其至貴き血を以て買玉へるイエスキリ
 ストの僕にして此貴き我等の主且つ師が我等を働けと命し玉ふが故に我等は働くなり而
 して其命令を従ふによりて主は我等の爲めに供給し玉ふべしされども此の方法なり又は
 他の方法あり其方法の何れに在るに關はらず主は確かに我等の爲めに備へ玉ふ何となれ
 ば我等は主に服従して働くものなれば也。世の主人さへ其僕に給料を與ふるものならば我
 等が主の意に従て職業を營み而して己れの爲めにするにあらざる時は主は我等に給料を
 與へ玉ふと必然の事なるべし

神の語に従て行ふと己れの慾望に従て爲すとの間に何如に大なる相違あるかは左の場合
 に於て明白に了解せらるべしと予は信ず。今茲に予は或有用ある商業を營めりと想へ而し
 て商況に付ける或理由を由て次の三ヶ月間の働は空しく徒勞に屬せんとする情態ありと

せよ予は世の人としては最早我は働かざるべし何となれば我労働には報酬なければなり
 と云ふならん然きとも基督信者として神の聖語に従て行ふことを望むものとしては當に左
 の如く云ふべし我商業は社會に有用なり我は人間的眼光の範圍に拘はらずして働くべし
 何となれば主イエスの命し玉へる所に從て働く者なれば也我は我商業よりならず我主
 より我報酬を得べしと加之基督信者たる者は又左の如く云ふを當然とす懶惰は惡魔の恐
 るべきツナるゝ惡魔は神の子等が何の業をも爲さざる閑暇の機會に乗じて彼等を陥れん
 とする也是を以て我等は人間的の考にては何の報酬をも受るの見込なき時に於ても尙働
 くべしと信者たる者は尙又云はざるへからず若し我れ人間の考にては次の三ヶ月間毫も
 利益を見る能はざると殆ど疑なしと思はるゝ時も我は尙働くべし何となれば主は我等人
 間の豫想に反して意外に速に今日の事態を變し玉はんも知るへからざれば也然れども主
 が此く爲し玉ふとも又は爲し玉はざるとも我は主の貴き血に由て購はれたる者にして主
 は我に働けと命し玉ふが故に我は働くなりと

然れども此に尙一層賤劣なる動機に由て働く者あり即ち單に生活の必要に應せんが爲め
 に職業を營むよりも尙劣れるは神の眞の子等たる基督信者が金錢を貯へん爲め又此貯へ
 たる金錢を以て世の職業より退隱し其利子を以て生活せんが爲め或は老後の準備を爲さ
 んが爲め又或は職業を抛棄せんとせずして財産を造るの目的を以て職業を營むことあり
 若し自己及び家族の生活に必需なる物を得んどの目的を以て職業を營むとの非聖書的
 るを知らば此に列舉せるが如き理由に由て職業を營むとの何如に不都合なるやは敢て贅
 言を要せざるべし

然らば此第二の點即ち何故に我は此職を營むや何故に此商業或は家業を營むやと云はば
 先の第一に神を畏れて思考し神の示したまへる聖旨に従て定むべし而して若し誠實ある
 心を以て我はキリストの僕として我職業に従事し我商業或は我藝術或は我家業を營むる
 り何となれば主は其貴き血をもて我を買たまへる者にして彼のものたる我に向て働けと
 命し玉ふが故に我は働く也と云ふと能はずんば我は是よりも賤劣なる動機に由て働くも
 のなることを告白する也(若し我等正直に此く云ふこと能はずとするも)即ち我等はパン
 を得んが爲めに或は尙一層賤劣なる動機即ち世の子等にあらざる神の子等たるものに不

都合なる動機よりして、或は働かすして利に由て生活せんが爲め或は老後の計をなさんどの目的もて金錢を貯へんため或は職業と棄てしめて財産を造らんが爲めに働くものなることを告白するなり予は斷言す若し此等の事が我等の職業を營む動機なりとせば我等の職業に大なる困難の起り來ること又主が我等に對する無量の愛を以て其誤れる子等をして成功することを許し玉はざるも何ぞ驚くに足らんや然れども此第二の點が聖書に適ふて爲されたりとせよ我等はイエスキリストの僕なるが故に此く職業を營むとを得るなりと云ふとを得べし我等は尙進んで考ふべし

三、我等の主のの家宰として職業に従事するや否や思ふに神の子たる者は其事業に従事するにあたり神と共に在るとを得ると云ふたけにては十分ならず又働くとは主の聖旨なるが故に其事業を營むと云ふだけにては十分ならず尙此上に彼は其商業職務技藝或は家を營むに當り主の家宰としてのみ収入を得るものなりと思はざるへからず神の子は主イエスの貴き血を以て買われたる者にして其有する凡てのもの即ち其精力も其心意の力も凡ての能力も其商業も職業も技藝も或は家業も彼の財産も皆主のものあり爾曹は已れのものに非すその爾曹は價を以て買はれたる者なきはなり(哥林多前書六ノ十九二十)と録されたり故に我等の慾情の欲するまゝにこれを使用するとの意味に已れこれを所有するとはあらそ我等の驕慢を満足せしめ我等の逸樂を極め我等の物慾を充たし又は已れの爲め或は子孫の爲めに金錢を貯ふるなど其他凡て我等の生來に嗜好する所に從て使用するの意味にもあらず只我等は主の家宰なるが故に其の營業の所得を主は何如に使用せんと欲し玉ふかを伺ひ聖旨の在る所を確めんことを求めん爲め主の前に立つべきなり然れども實に神の子等は一般に此精神を以て彼等の事業を營み居るやといふに我等は否反て此反對の情態あるところを知らざりたる事實なりといはざる可からず然らは何ぞ怪しむに足らん彼等神の政と其義とを求めよさらば此等のものは皆汝等に加へらるべし」或は爾曹の行をして貪り無からしめよ有る所のものを以て足れりとせよそは我爾を離れす必ず爾を棄じと曰ひたればなり(希伯來十三ノ五)てふ貴き約束を與へられたる神の自ら愛する子供等なるにかとほらす尙往々彼等の事業に關して大なる困難に遭遇し又其商業上の不振停滞競争につき或は時勢の困難あつきて長大息する者の甚だ多きと

を、請ふ少しく考へ見よ我等の天の父は其子等たる我等が其慾情その生來の心の欲するまゝに我等の所得を用ひ或は用ひんとするを見玉ふ時に彼は少しも我等に收入を托すると能はざる也若しこれを托する時は只これを減少するのみなるとは實に明々白々の事といはざるへからず誰か賢く且眞の慈愛を富める母にして其嬰兒が剪刀或は火を遊ぶを見る時に如何に其子がこれをなさんと欲すればとて之を許すものあらんや此の如く若し我等にして神が其聖靈により其語によりて我等に指示し玉ふが如くこれを費消せんが爲め神の家宰として是をて所有するを好まずんば我等の天父の愛と智慧とは必らず我等に金錢の收得を托し玉はざるべく又托すると能はざるべし其これあるは只懲罰の方法として或は我等をして遂に全く空しさのなることを知らせめんが爲めなるのみ

此主意と共に予は神の語の中の三句を引きて今少しく信者たる讀者に告ぐる所あるべし哥林多前書十六章二節に於て一週の首の日とに爾曹各其得る所の利に従ひて自ら是を貯ふべしと記さるゝを見るべし當時ユダヤに居る貧しき聖徒の爲めに寄附金を爲すの必要ありコリントに於る兄弟等は主が一週の間彼等の職業に於て與へ玉ひし所得の割合

に従て毎日曜日彼等の爲めに貯ふるを勧められたり然らば現今の聖徒も亦此語に従て行ふべきにあらずや我等が此く爲すべからざるを示したる神の語は一もあるとなし而して一年に一度二度或は四度のみならず我等は貧しき聖徒に與ふる爲めに何如程出すべきか又何にても神の聖業の爲め幾度出金すべきといふに茲に記されたる如く毎週これと爲すべしと云はれし我等の生涯の職務的性質に由るなり若し人として我は一週の間に何程の金を得るかを確むる能はざれば何如なる割合にて與ふべきやを知らず我はこれを與ふると能はずと云はば予は此に答へて愛する兄弟よ諸君は諸君が働きたると思ふ極度を以て其働きの度と計り諸君が得たりと思ふ利益の絶頂を以て其所得を計れと云はんのみ然れども諸君或は何錢又は何圓と精密に定むるとの出来ぬともあらん併し一週間何如にありきや何程位得られしや諸君のよく知る所なるへし故に諸君が最も善く知る所に従て次の主の日に於て貧しき聖徒の爲め又は神の業の爲めに神の導きを求め神が諸君に示し玉ふ如くこれを寄附すへし

諸君或は云はん毎週必ずしも同様の所得あるものにはあらず或週に於て我は他の週間に

得る所の三倍或は十倍を得るともあらん我若し此の如く至て都合よき週間に得たる所の割合に従て與へなば我が殆ど一錢をも得ざるの週に際せば何如よなすへきや又由て來る負債を何如せん我もし病に冒されなば何如になすへき或は他の患難の襲來るありて不時の費用を要する時若し我に豫備なくんば何如になすへきと予のこれに對する答は是なり(第一)予の全新約書中に於て直接にも金錢を貯ふるとに由て職業の困難不幸なる負債疾病等の準備をあるべきことを勸むる一言一句をも見出すこと能はず(第二)主は我等が神の家宰として其家宰の職を行はず我等は我等の所有に入るべき時の尙未だ來らざることを忘れて我等の有する所のもの、持主なるが如くに思ふにより彼は屢々職業の損耗不幸なる負債家族の病氣又は他の患難我等の上に落來りて我等の消費を増すとを忍んで許し玉ふことあり而して主は是等の損失是等の消費に由て我等が集めたる財産の減少せられん爲めに斯く爲し玉ふ也若し然らずんば恐らくは我等は全く地の事に心を止めて全く神を忘るゝに至らん神の愛の其子供たる我等が彼を忘れたる時に我等をして安穩に其道を歩むと能はざらしむる程に大なりされども若し聖靈によれる彼の慈悲深き戒訓を顧

みるとなくことを輕視するが如きとあれば主は已むを得ず父たる愛を以て我等を懲罰し玉ふなり予の云へる所の事と説明する著しき實例は我等これをイスラエル國民の場合に於て見る也抑彼等の受けたる命令は七年目には其土地を息ましむる爲め耕作す可からざる事にして主は此欠乏を補はんため六年目には例年に増れる豊饒なる恵と與へんと約束し玉へり然れどもイスラエル國民は此命令の如くに爲さざりき彼等は疑ひもなく主の預言し玉へる如く其心の不信なるによつて云へり「我等もし七年目に種をまかずまた其産物を歛めずば何を食はんや」(利未二十五)と然れども神は何如に爲し玉ひしや彼は土地を休ましめんを心に定め玉へり而してイスラエル人のこれを喜んで爲さざりしにより彼れの土地に休みを與へんとて七十年間イスラエル人を他國より移して俘囚となし玉へり(利未廿六ノ三十三以下三十五を見よ)主に在る愛する兄弟よ我等をして負債疾病事業の失敗及び其他是より類する方法に由て我等の所有を取去らるゝが如き主の懲罰を蒙らざるやうに注意して此世を歩ましめよ何となれば我等は主の家宰として我等の地位を保たず反て所有者として事を爲すにより又主が我等に托し玉へる所の収入を主の爲め其の榮の

爲めに用ゐんとはせずして却て我等の熱情を満足させんとてこれを己れの爲めに使用するにより主の懲罰を受くるものなれり也

所得の少なき兄弟の云はん我も亦我所得に従て與ふべきや我妻はこれを以て我家族に供給するさへ非常の困難をなす也と我は此に答へて曰はん我兄弟よ諸君は嘗て主が諸君をして今なほ此の如き僅ばかりの所得を受けざるを得ざらしむるは其理由諸君の所得は凡て諸君自身の爲めに費すの事實なるか故なるかと一考せよとありや主も亦諸君に多く與へ玉はば諸君は兄弟の中の病めるものを願ふ何の仕事もさきものを助け或は内に在りても外に在りても何如にして神の事業を裨補せんかを勉むるともよく只家族の快樂を増さんために用ふるなるべし凡て収入の少なき兄弟の爲めは一の大なる誘惑あり即ち彼等は貧しきもの疾めるものを扶助するの責任も神の事業を助力するの責任も皆是を少數の富める兄弟と姉妹即ち彼等と共に同侶たる此等の人々に負擔せしめて己れの此を免れんとするなり此くの如くして彼の己れの靈魂を掠奪するなり

或の問はん我は我が収入の幾分を與ふべきか十分の一か五分の一か三分の一か或は半分か將た又是よりも多く與ふべきかと予の神の此點につきて何の規則をも設け玉はずと答ふへし凡て我等の止むを得ずして爲さず喜びて爲すへ之然きともヤコブとら心靈的光明のあけぼのよ於て(創世記廿八ノ廿二)神が彼を與へ玉ふ凡てのもの、十分の一を献ぐるとを約束せしに非ずや況んや主イエスに在る信者たる我等天の召を蒙りたる我等神の子等たることを明に知る者主イエスと共に世嗣たる者の何如に多々主の爲めに献ぐべきぞやれと凡ての神の子等は主が彼等に與へ玉ふ十分の一すらも献ぐるや否や十分の一を献ぐるとせば一週間に壹圓を得るものは十錢を献げ貳圓には貳拾錢而して拾圓には壹圓百圓には拾圓の割合たるべし

哥林多前書十六章一節に加へて予は他の二句を擧ぐべし(其一)それ少く播者の少く獲り多くまくものは多く獲べし(哥林多后書九ノ六)我等神の子たる者は神に由りイエスに在りて善き事業の爲めに何の刺激をも要すへからざる程優に恵まれたるものなることは確なり我等の罪の赦し永遠に神の子とせられたると我等の家として父の家を有すると此等の恵みは我一生涯の凡ての日に於て豊に神に事へ又此世のものを我等に托し玉へる者が我等

に要め玉ふ如くにこれを棄つるためには十分なる動機となりて愛と感恩の情に勵まざるべき筈なり然れどもこきと同時に主は其聖語に於て我等の何故に彼に事ふべきか何故に已れに克つべきか又何故に主の爲めに我等の財産を用ゆべきかあつさて其動機を我等に示し玉ふ也今茲に記したる一句の如き亦其一に屬す此一節は現在の生命に關しても又未來の生命に關しても共に眞なり我等もし主の爲めに我等の財産を用ゆると少なければ天に於て貯へられたる財は僅少なるべく從て未來の世に於ては只些少の資本あるのみなるべし又我等もし貧しき聖徒の不自由を助け或は主の業の爲めに我等の金錢を費す等其他何如なる事にもせよ主の爲め豊に我等の收得を用ひ神に在て富まんを求めば我等は必らず豊饒なる收獲を得へし愛する兄弟よ此等の事は眞に確實なり收獲の時は速に甚速に來るへし此時に至りて我等は少なく收獲るべきか多く刈取るべきかの問題あらん然れども此一句は未來の生命に關すると共に又現在の生命にも關する也キリストの愛が神の我等に托し玉へるものを寄付する様に我等を勵ますが如く現世に於て精神上にも物質上にも收獲あるべし若し兄弟の中に主が單に家宰として其他位に在らしめ玉ふ聖旨ふ

背き又は貧しき者を助け神の業に力を添ふる様よ勸告し玉ふ所の聖靈の示しお意を留めざる者ありとせんか此の如き兄弟が其事業に於て大なる困難に遭ひ一步も進むと能はざる有様に至るとあるは決して驚くべきにあらざる也彼は少あく播く故に彼は少なく獲るなりとは主の語なりされど若しキリストの愛兄弟を勵まし其得たる所のものを以て多く播くとあらば彼は現世に於て其靈魂に於ても物質に於ても兩つあがら多くの惠を收獲することを得るなり此外次の一句につきて考へよこれ箴言の書より取めたる語なれどもユダヤ的性質のものにあらずして現今の新約の下にある信者に關するなり曰く「はどこし散して反りて増すものあり與ふべきを吝みてかへりて貧しきに至る者あり施與を好むものは肥る人を潤はすものはまた利潤をうく(箴言十一章廿四廿五)

哥林多前書十六章二節と共に予は主が路加傳六章三十八節に於て爲し玉へる約束に兄弟等を導かん曰く「人に與へよさらば爾曹も與へらるへし彼等量をよくして搖いれゆすり入れ溢るゝまでにして爾曹の懷に入れん爾曹量る所の其量にて亦人に量らるへし」と此約束は明に現在に屬す而して其第一の意味は精神的にあらずして物質的のものなるを亦

明なり今何人かをしてイエスの愛に勵まされて此一句に従て行はしめよ一週の第一日に於て主が彼に恵み玉ひし所に従て寄付せしめよ主は必ず此文の中に含まるる所に従て彼に報ひ玉はん若し高謔の心我等を刺激して與へしめ自ら義しとする心我等をして恵興をなさしめ自然の感情我等をして獻金せしめ若しくは自らの負債を返却せず債主の催促に頓着せずして過多の施與をなすが如き場合には我等は此句の如く應ずることを實驗すべからず又我等は決して此文に従て他より受けんどの理由を以て施すことをなすべからず只キリストの愛我等を刺激し主が我等に與へ玉ひま力量に應じて人々施すれば仮令我等は人より與へられんどの動機に由て爲せしむ非らざることは云ふまでもなければ我等は必らず此句の如く應ずることを實驗すべし死に角我等の主は我等が主にある貧しき聖徒に向て爲す所のもの或は様々の途より由て主の業の爲めになしつゝある事に對し我等の同輩たる兄弟の手を経てゆたかに拂戻し玉ふべし是に於て我等は究竟損失者にあらざることを見出すべしのみ只精神的に然るのみならず我等が神の我等に托き玉へる此世のものを博く施與すると同時に此世の必要物を返戻し玉ふふなり

此の如く若し現世に於て物質的のものにつきて「人に與ふる者は又量をよくして搖いれゆすり入れ溢るゝまでに人よりも與へらるゝ」と又「多く播く者は多く獲取るべし」と云ふとの眞實なるを知らば最もよく人に與へたる者は遂には甚だ富める者となるべし此點につき我等は左の事を記憶せざるべからず若し誰にても已れ人は與へたるより多きなりて人より受けんどの心よりして人に與ふる様になりし時或は其財産を増殖せんか爲め今まで多く播きたるを止めて少く播くに至るや否や豊に獲るとを許し玉ふ神の恵は止み其溢るゝばかりの恵の川は此時より流れざるに至るべし神の彼等と多くの收得を與へ玉ひしは彼等が神の家宰として神の爲めに働くを見玉ひしによる神の僅少のものを彼等に與へ玉ひしに彼等は是を神の爲めに用ひたり故に神はまた前にまさりて多くのものを彼等に托き玉へるなりされば若し彼等にして何時までも神の爲めに多くのものを費さんには神は其洪大なる恩恵を人々博く施す器としていよくますく彼等を用ひ玉ひしならん神の子は此世的のものにつきても心靈的のものにつきても神の洪恩の流れ出づる水道たらんとを願はざるべからず此水道は最初は狭く且淺きともあるべしされども神の洪

大なる恵の水の流れ出つる餘地はあるなり而して若し我等喜んで水道として我等の任を盡す時は此水道のいよく廣くいよく深くなり神の洪大なる恵の水は愈々多く流るゝとを得べし譬喩を用ひずして云へば我等は最初只一年に五圓或は十圓或は廿圓或は五十圓或は百圓或は千圓だけの献金をなす器たるべし然れども後には二倍の献金をなすに至るべし若し我等家宰とて忠實に其職を盡さば一年或は二年の後には四倍となり遂には八倍となり二十倍となり五十倍となるともあるべし若し我等にして活ける神の器とて已れの職を全ふせんと欲し只神の器たることを満足せ凡ての榮光を神に歸せんことを欲せば神が此世的並に精神的の恵を與ふる器として我等を用ひ玉ふとは實に際限なかるべし然れども我等神の恵の器としてますく其任を盡すにあたり實に神の意に従て歩まんとなせば我等が其年の間神の我等に托し玉ふ所得によりて神の器として他に大なる施與を爲す間に一方に於て我等は決して已れを富さんことを求むべからず年末に至りて我等の所有する富は前年の末日に於けるより毫も増殖するとなきを以て満足すべし或は前年よりも少なきとありとするも悔むべからず其年の間何如に多くの収入あるも只我等の財産を増殖せしめしのみならば是こそ我靈魂に取ての重荷ならんも知るべからず何となればこれ取も直さず已れ神の家宰として働かざりし証據にして汪洋として流るゝ神の浩大なる恵の水道として我任を盡さざりしを証するものなればなり

茲に又予は自ら証しせざるを得ず神は過る十五年間（此一篇は千八百四十五年に書かれたる也）予をして此等の眞理に従て行くことを得せよめたまひしが予は已れの靈魂の爲めに利益ある否最も利益あるものなると又此世的のものにつきても決して損失者にあらざるとを發見したり予は實に哥林多后書九章六節路加傳六章廿八節及び箴言九章廿四五節に示されたる眞理をば自己の經驗に由て優に証據立つることを得たり予は只予のこゝろを述べたる所にありて行ひしとの多からざりしを恨む然れども予の志望は神の助により従前よりもまさりて此等の眞理を實行して今後の星霜を送らんとするにあり而して予が此世の旅路の終りに於て此く行へることを少しも悔ゆるとなきを確信す而して予は愛する我子を遺して此世を去るにあたり彼の父たる予が生命を保險する事により或は子の爲めに金を貯ふることによりて彼の爲めに準備をなせしよりもまさりて主は彼の爲めに豊に備へた

まひしとを知るに至るべし

本題の此部分と閉づる前に予が述べたる所を証するに足るべき數多の實例中につき只僅に左の例を擧げん予は數年前一大工場の支配役を勤むる一人の兄弟を知れり彼は此職に在るの間好んで施與を爲し彼が得る多くの給料よりも多く慈惠をなせり主はこれを彼に返却し玉へり蓋し其工場の重役は彼が彼等の業務に取て甚だ價值ある人物なることを知りて數次に與ふるに巨額の賞金を以てしたればなり其後彼は小仕掛ながらも自ら其營業を始むるを可ありと思へり彼は其所得に從て相變らず博く惠與せり而して神は彼を繁榮を與へ玉へり現に予が此文を草する折には彼の製造場は會て彼が支配人たりし製造場而も甚だ著名ある製造場よりも大なるものとなりし程に繁盛しつゝあるなり予は保証す若し此兄弟にして他のものに其心をつながることなく此世の富を増さんと求むることなく只神の家宰として用ひらるることを樂みとし喜で神の貧しき子供等の乏しきを賑はし或は他の方法に由て神の業の爲めに費やし惜まなく最もゆたかに此等の事を爲さば主は彼にますます多くの所得を委ね玉はん若し然らずして彼の手を閉ぢて己れの爲めに求め其利に由て生活せんが爲め十分の財産を得んとを願はば彼の期まで待つ所は神が其手を閉ぢ玉ふとにして彼には只損失あらんのみ彼は遂に自ら何如ともすると能はざるの悲運に陥るなるべし

尙又二つの實例を擧げて我等たどむ商業或は職業或は家業に従事するとなしとするも若し主が我等に委ね玉へる收入に從て施與せば主は我等に此世の惠みと與ふる力を増し玉ふとを示さん數年前の事なり予の知れる一人の兄弟は主の爲め其利益を費すのみにては未だ十分ならざるを思ひ主が與へ玉ふ機會あらば其資本までも費さんと定めたり彼の願望は可成的速に其金より離れんとにはあらざりき（これ決してあるべからざる筈なれども）彼は只己れを神の家宰と考へたるが故に其主なる神の彼に指示し玉はんには彼は喜で其家産を費さんとしたる也此兄弟が此決心を爲せし時は殆ど十萬圓の財産を有したり彼は主の與へ玉へる光明と惠みによりて其決心を實行せり彼は主より指示さるる好機を得る毎に或は多く或は少く數々其金を主の爲めに費せり彼は何處までも其途を變せず其家財を以て主事へ主の爲めに彼の時と力を費し種々の方法を以て神の子等に事

へければ十萬の金も何時しか残り少なくなりぬ彼は遂に殆ど無一物とまでなりしが此時此兄弟の父は此世を辞したるにより彼は年々數萬圓の歳入あるものとなれり而して此兄弟は今も尙以前の如く敬神的の世路をわゆみ至て質素なる生活をなしつゝ多くの施與を行へり彼は已れど其家族が費すよりも十數倍の金をこれが爲めに投ずる也予は心よ喜びて此事を書加ふるなり愛する讀者は茲に至て主の與へ玉へるものを忠實に用ひし此兄弟は一層まさされる家宰とありしとを見るならん彼は實に最初に所有せる凡ての財産の三分一の歳入を年々得る者となれるなり

又是ど同しく博愛の心を持てる一人の兄弟あり彼は神が命じて家宰として掌らしめ玉へる神の恵を豊に人に與へければ主は尙多くの財産を彼に托ね玉へり即ち彼が前に有したる巨額の財産の外に家族の事情に由て數萬圓の財産を有するととなれる也予は此兄弟に關して主は神の家宰として彼の家産を用ひしめん爲め尙引續て恵を與へ玉ふと又彼の財産の増加によりて其富に彼の心を束縛せらるゝを許し玉はず其凡ての富の持主として生活せず神の家宰として生活せしめ玉ふとを云ひ得るの喜びを有する也

愛する讀者よ予が引例として記せる兄弟等が此世の旅路の終りに到着せる時お彼等の主の爲めに其財産を用ひしとを瞬間たりとも後悔すべきか又彼等の心に秋毫たりとも不安を興ふへきか或は彼等子孫はこれが爲めに損失と受くへきか否々決して然るべからず若し悔恨ありとせば彼等は其財産を以て尙多く主に事へざりしを悔恨すべきのみ愛する讀者よ我等をして我等各々の分に從て同一の精神を以て此事を爲さしめよ金錢は實に神の意に從つて用ゆるより價值あるはなく生命は主に事ふる爲めに費さるゝより價值あるはなし

予は既に三つの點につきて陳へたり即ち(一)我等の職業の我等が神と共居ることを得べき性質のものたるへきと(二)主は其血をもて我等を買玉ひしよより又我等に働くことを求め玉ふにより我等は其僕とて我等の職業を取るべきと(三)我等は主の血に由て買はれたる者にまて我等の職業に由て得る所のものは已れの有にあらず凡て主のものなれば我等は家宰として我等の職業を營むべきと是なす然れども我等の職業の上に神の祝福のあらん爲め又其の繁盛の爲めに此等の三點に注意すると同時に尙注意すべき點數ヶ條あり

予は主に在る兄弟を愛する心より今少しく述べる所あらん

四 次の點は是なり即ち主イエスを信する者は其職業につきて單に世人を已れに引付けんとの理由を以ては何事をもなすべからずといふと是なり例せば最も價值ある風に其店或は室を飾るが如きを云ふ予は敢て其の營業の店或は室を清潔整頓ならしむるが如きとを爲すあかれと云ふにはあらず來客の爲りに何の妨礙とも故隙ともならぬとを爲すは毫も不可なるとなし凡ての人々の希望する有用なる便利は是非とも備はらざる可からず然れども若し誰にても神の子たる者單に人の注意を引かんと的心より其店の前面其店の内部其營業の場所をは金をかけて飾るが如きとを爲す者は須く預知すべし即ち此の如く此等の事に依頼するものは思ふが如く成功するものにあらず何となれば彼は主に依頼する代りに店前を飾ることを勉むればなり此かる事をなして成功すると不信者に於ては或は之あらん然れども神の子の場合に於ては成功するとなかるべし若し是ありとせば彼等の懲罰の方法として繁昌せしめ玉ふと恰も主は荒野に於てイスラエル人に其心の願望を與へ玉ひしかども彼等の靈魂は爲めに憔悴の有様たりき若し兄弟の中此誤りに陥りたる者ありて此點に關之主の教を受けしならば彼は何よりも先づ其罪の告白を爲さるべからず此くなしたる上に此件に於ける彼の足跡を追蹤すべし若し此く爲すと能はずんはキリストイエスに於ける神の恵に彼自らを托すべし

五 高慢自負なる廣告又由て世の注意を引かんとするとも亦前と其性質を同ふす例せば「何れの製造所にも此の如き善良の品なし」「廉價なると天下に比なし」「我商店にては市中最良の品物を賣弘む」等の廣告を云ふなりよし是等の廣告の如く全く詐なきとするも此等は神の子に不相應の所業といはざるべからず活ける神は彼を顧み彼の爲め備へ玉ふなり何ぞ斯る自負の行爲に由て顧客を對して自らを保証し且他の顧客を奪ふが如きとをなすの必要あらんや愛の法は馬太傳七章十二節に示さる、如く「凡て人に爲られんと欲するとは汝また人よも其如くせよ」と云ふなり此事おつき我は人より何をせられんことを欲ふか我は必らず我が顧客を他人に奪はるゝことを好まざるべし然れども若し此の如き廣告をなさば凡ての人ば我に來りて我品のみを買へと云ふのみ何如なる意味を此中に含蓄するや若し舊約の下に在てすら「汝食ると勿れ」と云はれたりとせば況んや父と子と

同侶たる我等にして神の子等が金錢上の利益を得んが爲めに此の如き方法を用ひなば其罪の重大なると何如ばかりぞや然れども主は此の如き仕方によつて繁榮することを世の人に許し玉ふとも神の子の爲めには只其營業上の進歩を妨ぐるものたらんのみ何となれば主は神の子が主に依頼する代りに此等の事に依頼するを見たまへば也而して主は暫く其子が此等に由て利益を得ることを明に許し玉ふとありとするも是れ實に彼に對する懲罰の爲めにしてこそと共に彼の靈魂の憔悴を來すとあらんのみされば主に在る我兄弟等よ予は諸君に勸む諸君宜しく此等の事を諸君の職業より排斥せよ恐らくは諸君は己れ眞の幸福を増さんとぞて却てこれを妨害するものとならん

六 又前と同様に神の子等の職業に於て彼等の爲めに眞の妨害たるべきものは町内或は市内第一等の場所其價も亦從て最も高價なる場所を求むる事なり勿論予は我等の商業職業技藝或は家業に於て最も陰鬱なる閑靜なる偏鄙なる場所を撰べと云ふにあらす只「神はよく備へ玉はん我は我職業を營むに市中如何なる場所に於てせんかと心配するに及ばずと云ふべきなり

こゝに深く考ふべき事柄あり我が賣る品を買はんとする人或は我と取引せんとする人の爲めには考へざるべからず彼等が我家に來るに一里あるも二里あるも又何如程汚穢不快なる場所に來るも我が關する所にあらすとは云ふべからず此れ一方に於ける極端なる仕方なり然れども我等の職業に於て我等と取引する人々につきては是非とも一考するを要するには相違あられども若し此世の繁榮につきて神の子の依頼する所は彼が最良の地位に住居するにありとせば神は必らず彼を失望せしむべし彼の最良の場所の爲めに甚だ高き家賃を拂ふされども彼は最良の場所に依頼するが故に成就することなし彼の神に依頼む代りに顧客に依頼むなり彼は神の御手より顧客を取るものと思はざるなり故に慈悲に富み玉ふ在天の父をして不信なる彼を失望せしむるの已むを得ざるに至らしむ彼の實に己れの靈魂を奪ふなり若し此人にして此最良の場所は他の場所即ち我が顧客の爲めに不便利にもあらず又他の不都合もあらずる場所よりも家賃の高さを一年に百圓なるが故に我は家賃拂渡りの來らんときに此百圓を神に獻げて主の業の爲め或は貧しき聖徒の爲めに費さんと云ひ且其言の如く行はば斯かる兄弟は自ら損失者にあらざることを悟るべ

し若し實に主に依頼するの心より且イエスの愛に刺激されて此く爲さんには彼は決して損失者にはあらざる也されど若し百圓の家賃を過分に拂はし活ける神は慈愛の心を以て其子の職業の繁榮を止めざるを得ざるべし何となれば主は彼が家の位置の上にあまり重きを置き過る事を見たまへはなり是に至りて彼は年々百圓つゝの損失をなすのみならず主は彼に一の教訓を與ふる爲めに營業上の繁榮を彼より取去らざるを得ざるに至るべし而して此く已れの過ちに由て一年は一年より非運に傾き遂には神の業の爲めに一物をも獻ぐると能はざるに至るべし

七 次に我等の職業に於て繁榮の妨害となるべきものは神の子等が其職業に關して屢々左の如きとをいふを聞くとなり曰く「是れ我が働くべき時なり」曰く「是れ我が働さなきの時なり」と此言の中には彼等が日々神と共に其職業を營むとなく却て彼等の働きの何如をば事情、時、期節などに歸するとを示すあり一般世人の斯かる事となすは素より怪しむべきにあらずと雖も苟も生活上最微細なる事柄にまで神の助を求むる神の子等がかゝることを云ふは誠に嘆すべき事にて全く聖徒といふに足らざる者なり然らば其結果何如

といふに主は彼等の希望に任せて職業なきものとし玉ふべし何となれば彼等は「是れ我が働さなきの時なり」といへばなり「彼等の不信なるが故に彼は多くの驚くべき業を爲し玉はざり」とは此眞理を含むものなり然らば此事につきて何如に見るを以て至當なりとするかと云ふに神の子たる者は仮令此の時は概して少しの職業を得るとだも望むべからざる時なるもせよ職業のなきは外なる人の爲めにも内なる人の爲めにも善からざる者にして我等の職業を求むるは只我働きに於て神に事へ乏しき者も施與し或は其他の方法に由て神の業の助けをなさんとするに在るものなれば我等は職業を興へられん爲めに己が身を祈禱に投ずべし何となれば仮令通常の事態とは異なるにもせよ我は神の子として祈禱と信仰に由て恩恵を天の父より受るを得べし神の子たる者若し此くの如く云ひ且行はば彼は速に彼に職業を興へ玉ふべし但し神が他に指示し給ふ所の神の業の爲めお彼の時を用ひ玉はんとこの御意ある場合は此限にあらずと知るべし

八 神の子等が商業を營むに當り神が彼等の業に阻礙を來さしめざるを得ざる理由の一は彼等が所謂「商ひ上手」と考ふる所の人を得んとして大に心を用ふるにあり即ち客人を

説勸める事に巧なる人にして斯かる人は來客に勸めて品物を賣付けると其品の果して恰好なるや否やを論せざるのみならず彼等が其店に來るまでは之を買はんと欲する意がかりしものをも賣付けらるゝ也予の此事につきて第一に注意を加へんとするとは若し神の子が此の「商賣上手」に依頼して自ら得たと思はば彼の天父が彼に失望せしめざるを得ざる時に至りて決して驚くべからずといふとなり何となれば彼の活ける神に依頼せずして肉の腕に凭るゝ者なるが故彼等の商業は成就するとなければなり又勸説に巧なる男女を使用して顧客の意に適ふと否とに拘はらず又其必要と否とを論せず只管品物を賣付けんとするは神の子の爲めには全く悪しきにして其罪詭計を以て人を欺くよりも輕しと云ふ可からず然らざるも彼等の所得以外の浪費を爲さしむるものにして少くも彼等の金錢を無用の事に費さしめたる罪は免るゝと能はざるなり何如は斯の如き計畧に由て繁昌を來すと一般世人の場合に於ては見のがしにせらるゝとも神の子に在ては決して繁榮を期すべからず若し是ありとせば彼等を懲罰する方法として神の用ひ玉ふ所にして憔悴と悲慙とは彼等の靈魂に持來さるゝなるべし予の此の如き「商賣上手」を得んと全く其心をこ

れに傾けたる信者を知る而して其店の入口を守るユダヤ人々を其店に呼入きて品物を買ひしめぬが爲めに店前に行きつ戻つするを見たり然れども此信者は其商業に於て兩度の失敗をなせり

九 商業に關する今一つの害即ち神の子等が其職業に於て好運に向はざる理由の一は彼等が少しも資本を有せず或は甚だ僅少の資本を以て其業に取掛るとなり信者にして若し少しの資本も持たず或は彼が營まんとする營業の要する金高小比えて甚だ少額の資本金を有するのみならば彼は自ら省みて「若し我自ら實業に従事すると我が天父の聖旨ならば彼は必ず必要なる資産を我に托し玉ひしならん我が此く與へられざるを見れば我は常分備功として働くべきことを主が明に示したまふものならん」と悟らざるべからず資産は種々の方法に由て與へらるべし或は遺産の配當を受くるともあるべく或は其目的の爲めに主に在る兄弟より金を與へらるゝともあるべく或は兄弟姉妹の中彼に金を貸す人ありて若し彼が此金を返済すると能はざるも彼等は彼を以て負債者とは思はざるべしと云ふ人もあらん然れども若し此の如き方法に由て主が其障害を取去り玉はざるに彼尙ほ其

實業に取掛るならば彼は資本の欠乏を伴へる借金又は訴訟に由て常に其心に不安を來し且債主に向て返金する能はざるに至り爲めに主の名を潰すのみならず彼は進退ともに谷まり神の恵の明に缺乏しつゝあるとを見出すも決して驚くべきにあらず（彼は主が資本なしに實業に取掛るなかれと指示したるに其聖旨に反してなしたるが故に）此の如き場合に於て我等の爲し得べき最良の事は我等の步履を追跡するにあり然れども我等は此くすると能はざる場合多し是に至ては我等は宜しく己れの罪を認め正當の地位に我等を至らしむる様神の恵み深き助けを求むべし

十 然きども我等は凡て前に擧げたる九點に注意せりとするも若し我等の職業の上に神の恵を求むるとを怠らば我等は困難の上に困難來りて一步も進むと能はざるが如き事に會ふとあるも驚くべきにあらず我等は精神的性質のものにつきて神の助けを求むるのみにては未だ十分ならず尙我等は我等日常生活に關するにつきても祈禱と懇求に由て神の助けと恵みを求めざるべからず若しこれを怠らば我等必らず怠りの爲めに苦みに遭ふべし「汝こそを盡きてエホバに依頼めおのれの聰明によるとるかれ汝すべての途にてエホバをみとめよさらばあんぢの途を直くしたまふへし（箴言三の五六）

是等の事は未だ會て自ら實業に身を投したるとなき者に由て述べられたれども彼は此等の眞理を神の學校に學習實驗せり而して彼は最近十五年半の間其牧會上の働きよ由て優に此等の眞理を確めたり（千八百四十五年之を記す）

緒言

基督信徒は全能の靈なる天父を信するものあり然れども若
き財貨に關えて正當の見解を持せるとなくんば恐らくは神
よりも財を貴重するに至らん

ジョージ・ミューラー氏著「信仰の生涯」スチワード・ラッセル中「家宰」と題する一篇あり基督信徒は只家宰即ち神の番頭執事支配人としてののみ其の財貨を取扱ふべきものあるとを説得て餘あり今これを譯して基督信徒と財貨と題し未だ原書に接せられざる兄弟姉妹の前に出すとせり

譯者識す

明治二十七年七月十六日印刷

明治二十七年七月廿四日發行

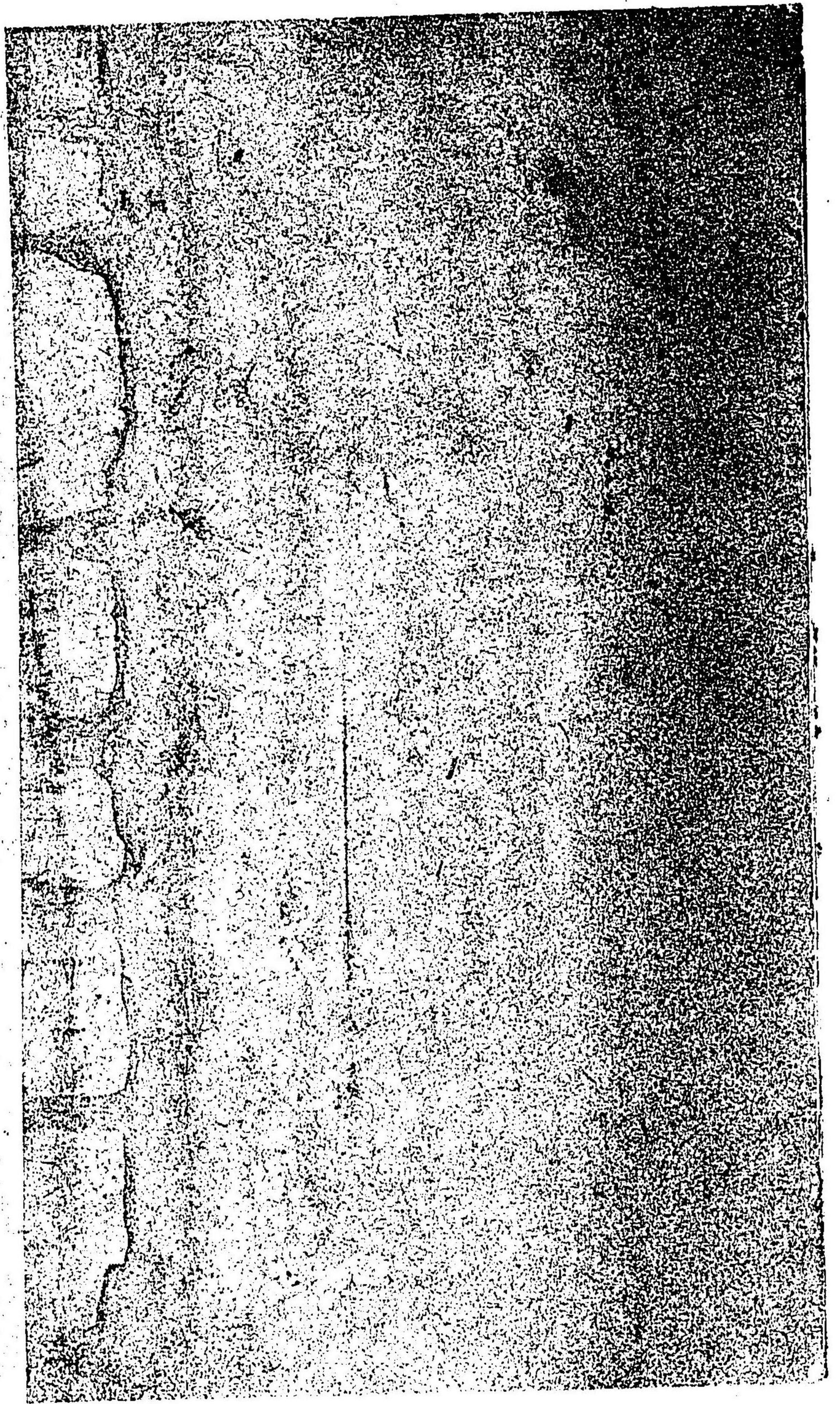
岡山縣岡山市大字門田屋敷五十六番邸

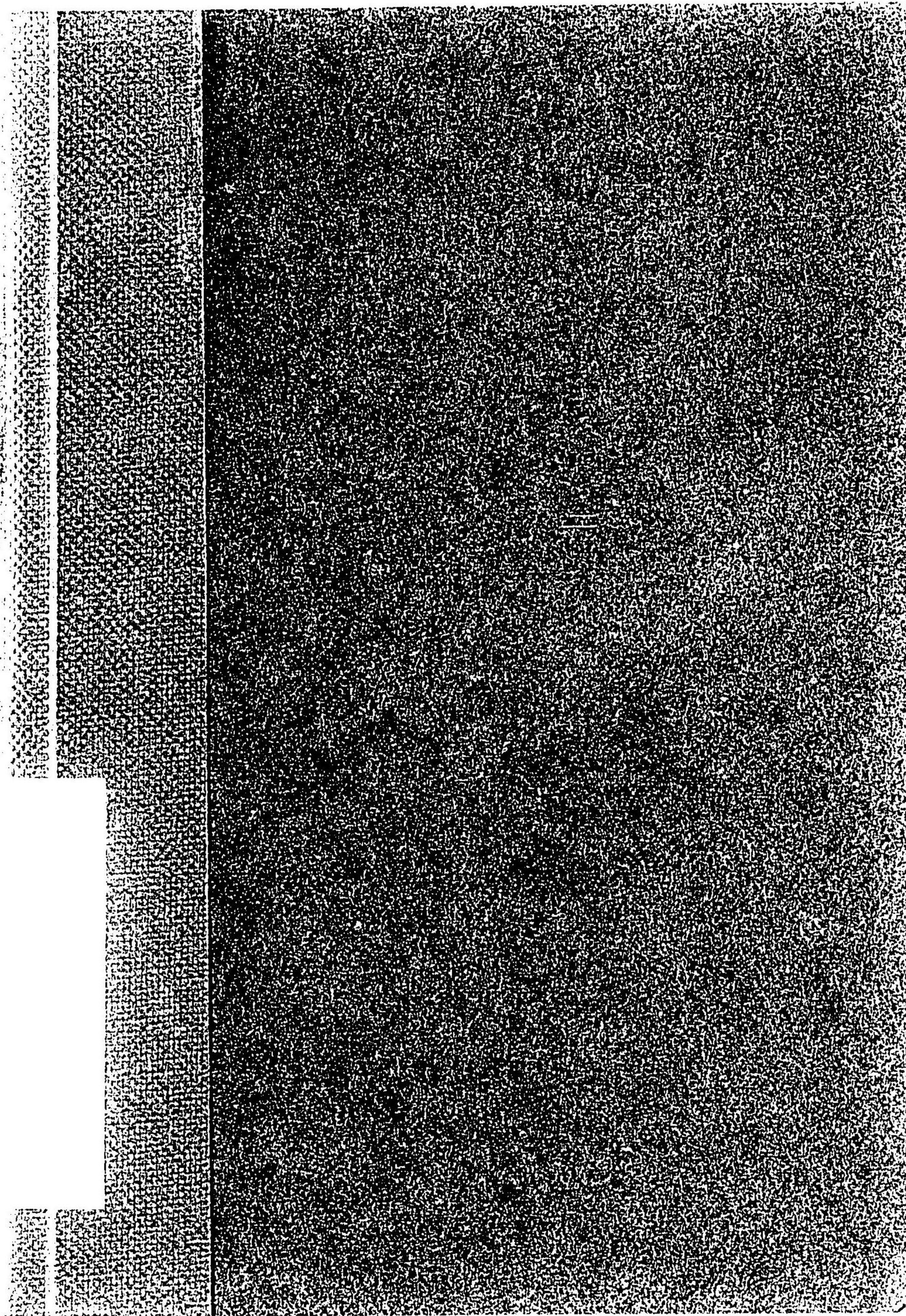
翻譯兼發行者 林崎 將太郎

岡山市大字門田屋敷二百三番邸

印刷者 小野 田鐵彌

印刷所 岡山孤兒院活版部





特50

831

基督教と財貨

国立国会図書館

020539-000-8

特50-831

基督信徒と財貨

ジョージ・ミューラー／著

M27

ABI-0352

